

居宅介護支援

契約書別紙（兼重要事項説明書）

（令和8年 6月 1日 以降）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ケアサービス彩松
主たる事務所の所在地	〒355-0018 東松山市松山町二丁目1264-1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 小松 広幸
設立年月日	平成18年12月27日
電話番号	0493-59-6870

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ひだまりの郷居宅介護支援事業所	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒355-0117 東松山市石橋1039-6	
電話番号	0493-53-6540	
指定年月日・事業所番号	平成 28年 1月 1日指定	1173301225
管理者の氏名	瀧上 泰子	
通常の事業の実施地域	東松山市・吉見町・滑川町・嵐山町・坂戸市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

○あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行います。また月に1度のご自宅を訪問し、心身状態や環境の変化の有無等を確認し、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。
- あなたは、居宅サービス計画の作成にあたり、複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求められることが出来ます。
- あなたは、居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求められることが出来ます。
- 当事業所の作成した居宅介護サービス計画書（6ヶ月間：3月～8月まで 9月～翌年の2月まで）における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況については別紙を添付しています。

5. 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプラン作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらの例の様なご要望に対しては、必要に応じて他の機関や他の専門職等をご紹介します。

居宅介護支援の業務範囲外の主な内容例	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車への同乗 ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・家事の代行業務 ・直接の身体介護 ・金銭管理
--------------------	---

6. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	8：30 ～ 17：30まで ただし、利用者の希望に応じて24時間対応可能な体制を整えるものとします。

7. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
主任介護支援専門員	1人	1人	2人
介護支援専門員	0人	1人	1人

8. 秘密の保持

- 事業者及び事業者の従業員は、指定居宅介護支援のサービス提供にあたって知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を正当な理由がない限り、漏らしません。
- 事業者は事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことが無いよう必要な処置を講じます。
- 事業者は利用者及び利用者の家族の個人情報について利用者本人の居宅サービス計画立案の為のサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者、主治医等との連絡調整に置いて必要な場合に限り、本人、家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。
- 事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報を行う事が出来るものとし、その場合事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

9. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである為、あなたの自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数が45件未満〉	要介護度1・2	1,086 単位	無 料	1,086 単位
	要介護度3・4・5	1,411 単位		1,411 単位
居宅介護支援費（Ⅱ） 〈取扱件数が45件以上 60件未満〉	要介護度1・2	544 単位		544 単位
	要介護度3・4・5	704 単位		704 単位
居宅介護支援費（Ⅲ） 〈取扱件数が60件以上〉	要介護度1・2	326 単位		326 単位
	要介護度3・4・5	422 単位		422 単位

(注1) 実際の料金は上記の単位に1単位10.42円をかけて算出します。基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合。また2か月以上居宅サービスの利用がなく、再開する場合。(1月につき)	300単位
入院時情報連携加算(I)	利用者が病院または診療所等に入院した日の当日中に、当該病院または診療所等の職員に対して必要な情報を提供した場合。(1月につき1回を限度) *入院日以前の情報提供を含む *営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。	250単位
入院時情報連携加算(II)	利用者が病院または診療所等に入院した日の翌日又は翌々に、当該病院または診療所等の職員に対して必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度) *営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む。	200単位
通院時情報連携加算	利用者が病院、診療所において医師または歯科医師の診察を受ける時に同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身状況や生活環境等の情報の提供を行うとともに医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録に残した場合(1月につき1回を限度)	50単位
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき3回を限度)	カンファレンス参加なし 450単位 カンファレンス参加あり 600単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	200単位
介護職員等処遇改善加算	ケアプランデータ連携システム等を活用した場合、基本サービス費に各種加算減算を加減した1月あたりの総単位数に右記加算率を乗じて算出	2.1%

15. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0493-53-6540
	瀧上 泰子
	面接場所 当事業所の相談室 8:30 ~ 17:30

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	東松山市高齢介護課	〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58 0493-23-2221 (代)
	吉見町長寿福祉課	〒355-0192 吉見町大字下細谷411 0493-54-1511 (代)
	坂戸市高齢者福祉課	〒350-0292 坂戸市千代田1-1-1 049-283-1331 (代)
	滑川町高齢介護課	〒355-8585 滑川町大字福田750-1 0493-56-2211 (代)
	嵐山町長寿生きがい課	〒355-0211 嵐山町大字杉山1030-1 0493-62-2150 (代)
	埼玉県国民健康保険団体連合会 《 窓口対応時間 》 8:30~12:00 13:00~17:00	〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合1704番地 (国保会館) 048-824-2568

*** 各市町村の窓口対応時間は、
土日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）を除く、
月曜日～金曜日の 8:30 ~ 17:15まで**

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 埼玉県東松山市松山町二丁目 1264-1
事業者（法人）名 株式会社 ケアサービス彩松
代表者職・氏名 代表取締役 小松 広幸 印
説明者職・氏名 管理者 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 東松山市

TEL

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

TEL

氏名 印

本人との続柄